

平成29年第3回尾鷲市議会臨時会会議録

平成29年6月23日（金曜日）

○議事日程（第1号）

平成29年6月23日（金）午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 3号 議長選挙について
- 日程第 3 選挙第 4号 副議長選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 発議第 2号 常任委員の選任について
- 日程第 8 発議第 3号 議会運営委員の選任について
- 日程第 9 選挙第 5号 紀北広域連合議会の議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 6号 三重紀北消防組合議会の議員の選挙について
- 日程追加 議案第34号 尾鷲市監査委員の選任について
- 日程第11 議案第33号 工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第12 議案第33号 工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第13 報告第 5号 平成28年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書
について
- 日程第14 報告第 6号 公益財団法人尾鷲文化振興会の平成29年度事業計
画等について
（報告、質疑）
- 日程第15 発議第 4号 議会運営委員会事務調査に関する決議
- 日程第16 発議第 5号 総務産業常任委員会事務調査に関する決議
- 日程第17 発議第 6号 生活文教常任委員会事務調査に関する決議
（質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
会計管理者兼出納室長	北 村 琢 磨 君
市長公室長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	内 山 雅 善 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	竹 平 専 作 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	上 村 告 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会教育総務課主幹学校教育担当	大 川 太 君

監 查 委 員
監 查 委 員 事 務 局 長

千 種 伯 行 君
仲 浩 紀 君

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 查 係 長
議 事 ・ 調 查 係 書 記

岩 本 功
高 芝 豐
相 賀 智 惠

〔開会 午前10時00分〕

事務局長（岩本功君） おはようございます。議会事務局長の岩本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、三鬼孝之議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。三鬼議員、議長席へお願ひいたします。

臨時議長（三鬼孝之議員） ただいま紹介いただきました三鬼です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

これより平成29年第3回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様には、大変お忙しい中、平成29年第3回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会には、「工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）」の議案1件と「平成28年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」を初めとする報告2件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

臨時議長（三鬼孝之議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

次に、事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（岩本功君） 本日の臨時会の議題は、当議会の組織、構成に関する案件が多く、また、議案につきましては、不完全な部分がございますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

なお、本日の議事及び選挙進行予定表をタブレットにより通知いたしますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

臨時議長（三鬼孝之議員） それでは、最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、選挙第3号「議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

臨時議長（三鬼孝之議員） これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（三鬼孝之議員） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

臨時議長（三鬼孝之議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（三鬼孝之議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（三鬼孝之議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、選挙に際しましては、同姓の方がおられますので、その点に御留意の上、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

（点呼・投票）

臨時議長（三鬼孝之議員） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(三鬼孝之議員) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に13番、濱中佳芳子議員、12番、野田拓雄議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

(開 票)

臨時議長(三鬼孝之議員) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。有効投票13票。

有効投票のうち、南靖久議員が13票です。

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、南靖久議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長(三鬼孝之議員) ただいま議長に当選されました南靖久議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選されました南議員から御挨拶があります。

10番、南議員。

[議長(南靖久議員)登壇]

議長(南靖久議員) 先ほど議員皆様方の御推挙により尾鷲市議会議長として就任することになり、身に余る光栄と心から感謝をいたすとともに、改選後初の議長として、その責任の重大さを今痛感しているところでもあります。

もとより浅学非才の私ですが、議長として選ばれた以上、全力を傾注して、皆様とともに、公明公正かつ円滑な議会運営に取り組みたいと心を新たにしておるところでもあります。

また、二元代表制の一翼を担う市議会の果たす役割も一層大きくなり、市民の皆様には選ばれた議員が、市民の声を背景に提案、議論し、そして市民一人一人が政治の主人公としての住民自治の確立を目指す、より透明性の高い議会活動がま

すます重要となってくるものとも考えております。

申すまでもなく、当市の置かれている現状は、長引く地域経済の低迷や少子高齢化等による著しい人口減少を初め、市民の安心安全を守る尾鷲総合病院の経営、さらには、いつ来てもおかしくないと言われている東南海巨大地震・巨大津波から市民を守るための防災・減災対策等が、今、市民サイドから最も求められているものではないでしょうか。当然として、最も危険とされている尾鷲市役所本庁舎耐震整備問題や、平成35年の運転をめどに進めている東紀州2市3町による広域ごみ処理施設整備計画も避けて通れる問題ではなく、速やかな対応、対策が求められております。

ほかにも、教育、福祉、環境、経済等の再構築などの取り組むべき重要課題が今の尾鷲市には山積をいたしております。これら幾多の問題を解決するには、相当の財源が必要となります。平成の大合併の波に乗りおくれた尾鷲市は、合併特例債等の恩恵を受けることなく、非常に厳しい財政運営を行っているのが現状であります。限られた財源で市民サイドの要求に応えるためにも、今後の行政執行に当たっては、優先順位や費用対効果を明確にして進めるべきでもあります。

また、今後の議会での予算審査の視点として、常に経済性、効率性、有効性を念頭に置き、議論や審査を深めていただき、議会活動を通して、市民の方々と常に情報の共有を図り、同じ目線で物事を考え進めることが、市民サイドから信頼、支持される議会活動につながるものと信じております。

私は、歴代議長が進めてきた議会改革をとめることなく、議長として、皆様のお力添えをいただきながら、安心安全かつ将来に向けて夢の持てる尾鷲市の実現に向け、尾鷲市議会が持てる力を十分発揮できるよう全力を尽くす決意ですので、市民の皆様を初め、執行部及び議員の方々の今後さらなる御指導、御協力を切にお願いいたしまして、議長就任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

臨時議長（三鬼孝之議員） 新議長、ありがとうございました。

これで私の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、南議長、議長席にお着き願います。

(南靖久議長、議長席に着席)

議長（南靖久議員） 次に、日程第3、選挙第4号「副議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(南靖久議員) ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(南靖久議員) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(南靖久議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、選挙に際しましては、同姓の方がおられますので、その点に御留意の上、投票を願います。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

(点呼・投票)

議長(南靖久議員) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番、高村泰徳議員、9番、小川公明議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(南靖久議員) それでは、副議長選挙の結果を御報告いたします。

投票総数13票。そのうち有効投票13票。

有効投票中、小川公明議員 13 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって、小川公明議員が副議長に当選されました。おめでとうございます。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 (南靖久議員) ただいま副議長に当選されました小川公明議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました小川公明議員から御挨拶があります。

9 番、小川議員。

[副議長 (小川公明議員) 登壇]

副議長 (小川公明議員) 皆様に御推挙いただいたことに対し、まずもって御礼申し上げます。

副議長の大役を押し、改めて身の引き締まる思いでございます。議長の補佐役として、円滑な議事運営ができますよう議長を支え、また、皆様とともに、さらなる市政の発展に向け全力で取り組んでまいりたい、そういう覚悟でございます。

以上、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長 (南靖久議員) 小川副議長、ありがとうございました。

次に、日程第 4、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。議員諸氏の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長 (南靖久議員) ただいまの朗読のとおり、議席を指定いたしました。

次に、日程第 5、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において 1 番、三鬼孝之議員、2 番、内山将文議員を指名いたします。

次に、日程第 6、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日だけに決定いたしました。

ここで暫時休憩して、全員協議会を第二・第三委員会室で開きますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。なお、全員協議会終了後に本会議を再開いたします。全協は10時40分からといたします。

[休憩 午前10時28分]

[再開 午前10時53分]

議長(南靖久議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、発議第2号「常任委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、それぞれの委員に指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ここでお諮りをいたします。

委員会条例第2条第1項では、議長は議会の同意を得て、常任委員を辞任することができる旨規定されております。本規定に基づき、私、南靖久は総務常任委員を辞任いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。したがって、私は総務常任委員を辞任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、各常任委員会をそれぞれ開催し、正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長まで御報告お願いいたします。

なお、各委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお願ひいたします。

ここで事務局長から、委員会開催につきましての説明がございます。

事務局長。

(事務局長 説明)

議長(南靖久議員) それでは、暫時休憩をいたします。開会は11時10分からとします。

[休憩 午前10時57分]

[再開 午後 1時08分]

議長(南靖久議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開かれ、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、お知らせいたします。

最初に、総務産業常任委員会では、委員長に三鬼和昭議員、同副委員長には内山將文議員であります。

次に、生活文教常任委員会では、委員長に濱中佳芳子議員、同副委員長には高村泰徳議員であります。

次に、予算決算常任委員会では、委員長に三鬼孝之議員、同副委員長には野田拓雄議員であります。

以上のおおりであります。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第8、発議第3号「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、議会運営委員に指名いたしたいと思ひます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の方々を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、第二・第三委員会室において議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長まで御報告お願ひい

たします。

なお、議会運営委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午後 1時11分]

[再開 午後 1時33分]

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に委員会が開かれ、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますのでお知らせいたします。

議会運営委員会では、委員長に村田幸隆議員、同副委員長には仲明議員であります。

以上のおりであります。よろしくお願いたします。

次に、日程第9、選挙第5号「紀北広域連合議会の議員の選挙について」及び日程第10、選挙第6号「三重紀北消防組合議会の議員の選挙について」の選挙計2件を一括議題といたしたいと思ます。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙2件につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思ます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは、選挙第5号及び選挙第6号の選挙2件の指名の方法は、議長において指名いたしたいと思ます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、紀北広域連合議会の議員には、三鬼和昭議員、濱中佳芳子議員、三鬼孝之議員、上岡雄児議員、野田拓雄議員と私、南靖久を指名いたします。

次に、三重紀北消防組合議会の議員には、三鬼和昭議員、三鬼孝之議員、楠裕次議員と私、南靖久を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの組合議会議員に当選されました。

ただいま、紀北広域連合議会議員、三重紀北消防組合議会議員に当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしく願いいたします。

ここで、諸般の報告がございます。

本日提出されました議案第34号及び発議3件を配付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

お諮りいたします。

本日提出されました議案第34号「尾鷲市監査委員の選任について」を議題といたします。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第34号「尾鷲市監査委員の選任について」を日程に追加し、議題といたします。

それでは、地方自治法第117条の規定により、ここで高村泰徳議員の退席を求めます。

(高村泰徳議員 退席)

議長(南靖久議員) 事務局長をして、お手元の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君) 登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、今回追加提案しております議案第34号「尾鷲市監

査委員の選任について」を御説明いたします。

本市監査委員は、議会の同意を得て、識見を有する者1名と議会議員のうちから1名を選任いただいておりますが、去る6月11日に尾鷲市議会議員一般選挙が執行され、市議会議員が改選されたことに伴い、新たに高村泰徳氏を尾鷲市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号「尾鷲市監査委員の選任について」は、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

議案第34号「尾鷲市監査委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（南靖久議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで、高村泰徳議員の入場を求めます。

（高村泰徳議員 入場）

議長（南靖久議員） 次に、日程第11、議案第33号「工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、提案しております議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第33号「工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）」につきましては、去る6月15日に入札を執行し、仮契約を締結したところですが、今回、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号「工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）」につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第33号は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において生活文教常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩いたします。

〔休憩 午後 1時44分〕

〔再開 午後 2時17分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12、議案第33号「工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託して

御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

生活文教常任委員会、濱中佳芳子委員長。

〔13番（濱中佳芳子議員）登壇〕

13番（濱中佳芳子議員） 私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第33号「工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）」の委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日13時54分より、市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました結果、付託されました議案第33号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第12、議案第33号「工事請負契約について（尾鷲第四保育園新築工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、報告第5号「平成28年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び日程第14、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成29年度事業計画等について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件について御説明いたします。

議案書の2ページをごらんください。

報告第5号「平成28年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成29年度に繰り越した内容について、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

次に、4ページの報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成29年度事業計画等について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） それでは、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成29年度事業計画等について」につきまして御説明いたします。

平成29年度事業計画及び予算の1ページをごらんください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。ここには、設立目的、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをごらんください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

議長（南靖久議員） ちょっと生涯学習課長、待ってくれる。

皆さん、タブレット入りました。

（「入ったよ」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） それじゃ、お願いします。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） それでは、次に、3ページ、4ページをごらんください。

平成29年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートやせぎやま倶楽部のダンス発表会、文化芸術展及び音楽発表会、共催事業として第32回全国尾鷲節コンクール及び本年度から新たに共催事業として位置づけることとなりました教育文化事業、その他発表会並びに映画会を中心とした計画となっております。

次に、7ページをごらんください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては基本財産運用益1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益1,446万4,000円は、入場料等収益816万4,000円、貸館利用料収益600万円が主なものであります。

次に、管理受託収益が5,087万6,000円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部合計は6,535万7,000円であります。

次に、8ページをごらんください。

支出の部、事業費であります。このうち主なものは、給料手当703万6,000円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金818万9,000円は嘱託職員3名分の賃金、福利厚生費245万9,000円は職員1名及び嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。光熱水費880万2,000円、賃借料181万8,000円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。委託費2,353万3,000円は、自主事業公演委託料等であります。手数料208万9,000円は、浄化槽保守点検等であります。事業費予算合計は5,882万1,000円となり、前年度と比べ245万5,000円の増となります。

次に、9ページをごらんください。

管理費ですが、これは会館の維持管理に係る経費であります。このうち主なもので、臨時雇用賃金282万6,000円は、嘱託職員1名分の賃金であります。委託費132万5,000円は、会館保守管理業務委託費であります。管理費予算合計は653万6,000円となり、支出の合計は6,535万7,000円となります。

10ページから11ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成29年度事業計画等について」の御説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 8ページの委託料2,353万3,000円が前年度比133万5,000円多くなっておるんですけど、自主事業公演委託料等になっているんですけど、28年度に比べ、29年度は何か目新しいものというか、計画するに当たって、28年度とどう違うのかだけ御説明願いたいと思います。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 委託料の内訳、特に前年度比133万5,000円の増についての御説明をさせていただきます。

これらにつきましては、建物管理に係る委託料、舞台や消防、警備、あと電気等の保守などに関する経費の委託がこのあたりの予算となっております。また、舞台を運営するに当たりまして、4公演分の委託料がこの中に含まれておりますが、特に新しい委託がふえたというよりも、年々の各委託料の契約額の微増の積算ということで、この金額になっているというふうに報告を受けております。

以上です。

議長（南靖久議員） 6番、三鬼和昭君。

6番（三鬼和昭議員） 先ほどの説明では、舞台等々の、これは簡単な修繕費というか、そういうのも入っているんですか。舞台の管理をするというのか。文化会館は10年以上、もうかなりたってきて、老朽化もしてきておるわけですけど、そういう意味の委託料がふえているとか、こういった問題もあるんですが、この辺の説明だけお願いします。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 委託の中身については、修繕等は含まれてはおりません。ただ、舞台を運営していくに当たりまして、舞台の設備の保守管理業務であったりとか、あとは照明等の保守点検業務というものは含まれておりますが、これらの契約額が年々少しずつ上がっているというところでございます。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） ちょっと確認させていただきたいんですけども、この収支予算書、予算額と前年度予算額となっているんですが、これは実績ベースというのは、ここでは把握されないんですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 実績ベースは、決算が出たときに、決算報

告の中で報告をさせていただきます。

(「いや、予算と」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 済みません。挙手して発言を求めてください。

12番、野田拓雄議員。

12番(野田拓雄議員) 予算と、前年というか、直近の決算を比較するというタイムラグがあるんですか、比較できないとか。

議長(南靖久議員) 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長(芝山有朋君) この予算書を作成している段階では、まだ決算の数字が出ておりませんので、若干のタイムラグが生じております。

議長(南靖久議員) よろしいですか。

12番(野田拓雄議員) はい。以上です。

議長(南靖久議員) 他にございませんか。

3番、奥田尚佳議員。

3番(奥田尚佳議員) 済みません。ちょっと課長に確認したいんですけども、たしか1月でしたか、生活文教常任委員会の中で、新しく指定管理の審査をする上で、その仕様書というか、そういうのをちょっと変更したということ、その中で、尾鷲市内の小中学校が開催する行事にはできるだけ協力することということが明記されて、それが、たしか1月のときの説明では、初年度は年間3回以上の実施に努めることというような、たしか入っていたと思うんですけど、その辺のところはこの計画の中には盛り込まれているのか、そこだけちょっと確認します。

議長(南靖久議員) 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長(芝山有朋君) お答えいたします。

自主事業計画書の5ページをお開きください。よろしいですか。

この中に1年間の計画案を載せさせていただいておりますが、まず10月の教育文化事業、それから11月の教育文化事業、それと、6ページになりますが、3月の教育文化事業というのが、その新しく教育のほうの事業で、文化振興会の共催事業ということで、貸し館料が無料で使えるという事業と位置づけられております。

議長(南靖久議員) 3番、奥田議員。

3番(奥田尚佳議員) ということは、この教育文化事業、共催事業ということで、これまで中学校の子たちの発表会とかいろいろありましたよね。そういうのをやっていただけということで、御理解でいいですかね。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） そのとおりでございます。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件であるため、これをもって終結をいたします。

次に、日程第15、発議第4号「議会運営委員会事務調査に関する決議」についてから日程第17、発議第6号「生活文教常任委員会事務調査に関する決議」についてまでの発議計3件を一括議題といたします。

事務局長をして、お手元の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

最初に、日程第15、発議第4号「議会運営委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、発議第5号「総務産業常任委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第6号「生活文教常任委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、本日は慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。本臨時会に提出いたしました「工事請負契約について」を初めとする議案2件につきまして、原案どおり御承認賜りましたことに感謝を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、本臨時会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） 本日1日、御苦労さまでした。

これをもって平成29年第3回尾鷲市議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2時39分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会臨時議長 三 鬼 孝 之

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署名議員 三 鬼 孝 之

署名議員 内 山 將 文